

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格※	契約金額	落札率	公益法人の場合※			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※他の契約の予定価格を類推できる可能性がある場合は公表していません。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	法人番号	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格※	契約金額	落札率	公益法人の場合※			備考
									公益法人の区分	国所管都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地建物賃貸借契約		支出負担行為担当官 小津 敦 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R5. 4. 1	電波監視施設等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	契約対象の物件は、対象地域で電波監視の環境（高さ、電磁環境、据付可能性等）に最も適する場所と判断されたもので、かつ、継続した監視記録の取得が重要であるため会計法第29条の3第4項を適用	-	913,645	-				
土地建物賃貸借契約		支出負担行為担当官 小津 敦 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R5. 4. 1	電波監視施設等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	契約対象の物件は、対象地域で電波監視の環境（高さ、電磁環境、据付可能性等）に最も適する場所と判断されたもので、かつ、継続した監視記録の取得が重要であるため会計法第29条の3第4項を適用	-	1,005,400	-				
土地建物賃貸借契約		支出負担行為担当官 小津 敦 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R5. 4. 1	電波監視施設等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	契約対象の物件は、対象地域で電波監視の環境（高さ、電磁環境、据付可能性等）に最も適する場所と判断されたもので、かつ、継続した監視記録の取得が重要であるため会計法第29条の3第4項を適用	-	937,200	-				
令和5年度遠隔方位測定設備可搬センサの設置等の請負（北陸総合通信局輪島可搬センサ局）	7010401022916	支出負担行為担当官 菱田 光洋 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R5. 11. 6	日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号	契約対象の設置する装置は日本電気（株）製の電波到来方向の測定を目的とした極めて特殊な装置であり、同型の装置は他社で製造できないものである。本契約においては、設置作業のみではなく、装置そのものへの変更作業に加え、ネットワーク設定を行うこととなっており、システム内容はもちろんのことその運用に関する知見が必要のため、会計法第29条の3第4項を適用。	-	28,084,980	-				
令和5年度電気通信監視用機器（後期分：ROHDE&SCHWARZ製通過形電力計ほか8点）の校正作業請負	9010501010505	支出負担行為担当官 菱田 光洋 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R5. 12. 20	日本電計株式会社 東京都台東区上野5-14-12	測定器メーカーの代理店3者から見積徴取を試みたが、見積の辞退や日本電計側より提示された見積額が高額であったことから、会計法第29条の3第4項を適用。	-	1,236,180	-				
金沢広坂合同庁舎特殊車庫シャッター（北陸総合通信局使用部分）の修繕請負		支出負担行為担当官 菱田 光洋 北陸総合通信局 石川県金沢市広坂2-2-60	R6. 1. 22	三和シャッター工業株式会社 石川県金沢市松寺町寅92-1	ネット上で掲示されている各シャッター修繕事業者に見積照会したところ、事業者1者しか修繕取扱い等引受対応できる事業者が見つからなかったことから、修繕費用積算見積募集について、局HP上に仕様書を公開し広く見積もりを募集したものの、応募がなかった。当該修繕は修繕に必要な部品の調達を含む年度末までの修繕期間に猶予がないこともあって、先の修繕見積公募の結果をもって契約の性質に競争性が認められないと判断し、会計法第29条の3第4項を適用。	-	1,540,000	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※他の契約の予定価格を類推できる可能性がある場合は公表していません。